平成２８年（フ）第７５１号
横浜市港北区新吉田東６丁目34番32号　清栄荘12号室
債務者　阪本しのぶ（旧姓神澤）
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８０７号
横浜市南区大岡５丁目６番10号　鈴木ハイツ202
債務者　片寄　芳江
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９５号
東京都立川市一番町２丁目21番地の34
債務者　加納　義治
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第２１２７号
札幌市北区東茨戸２条２丁目８番33号
破産者　中村　道彦
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７６７号
宮城県宮城郡七ケ浜町吉田浜字野山５番地の336
破産者　株式会社我妻酒舗
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７６８号
宮城県宮城郡七ケ浜町吉田浜字野山五番336番地
破産者　株式会社シンセイ
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１１号
仙台市泉区南中山２丁目18番地の17
破産者　株式会社新田
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１２号
仙台市青葉区桜ケ丘５丁目34番５号　サンサンハウス102、従前の住所仙台市泉区南中山２丁目18番地の17
破産者　新田　康博
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２９３号
千葉県流山市大字鰭ケ崎487番地の１　ジェネラス南流山605
破産者　八木原一三
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３６３号
千葉県松戸市新松戸６丁目339番地
破産者　木村実都章
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６７７号
千葉県流山市富士見台２丁目５番地の１　小田急ハイツ20―406
破産者　太田　和美（旧姓奥山）
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６８９号
千葉県松戸市稔台１丁目12番地の15　第２山田ビル408号
破産者　鈴木　雄太
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２号
千葉県松戸市根木内110番地　ブルマンコーポ206号
破産者　佐賀　康貴
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１６号
千葉県我孫子市栄12番17号
破産者　椎名　孝一
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２７号
千葉県松戸市松戸新田487番地の19　レオパレスエピナール201号
破産者　本田　和人
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２８号
千葉県我孫子市つくし野１丁目６番34号（202号）いわいハイツ
破産者　牧野　正幸
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５１号
千葉県鎌ケ谷市東鎌ケ谷１丁目５番28号
破産者　株式会社山崎工業
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第８５６２号
東京都千代田区神田小川町２丁目12番14号
破産者　株式会社ケーイー
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９２１５号
神奈川県川崎市川崎区桜本２丁目38―10―202
破産者　小杉　修造
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部